

【国民生活・経済に関する調査会】

(1) 活動概観

〔調査の経過〕

本調査会は、平成10年8月に設置され、調査項目を「次世代の育成と生涯能力発揮社会の形成」として調査を開始したが、初年度目の調査を行った結果、調査項目を「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成」と改めることとし、昨年8月に初年度の中間報告書を議長に提出した。

2年度目に当たる本年は、調査項目のうち、我が国の根幹にかかわり、早急に対応策を立てなければならない少子化問題を中心に調査を行うこととした。

今国会においては、まず、第146回国会に引き続き、少子化問題に関する事項について、参考人からの意見を聴取し、質疑を行うこととした。平成12年2月23日に、武蔵工業大学環境情報学部教授・慶應義塾大学名誉教授岩男壽美子君と日本社会事業大学社会福祉学部教授椋野美智子君及び作家鈴木光司君から「少子化への対応等」について、3月1日には、国立社会保障・人口問題研究所長塩野谷祐一君と一橋大学経済研究所教授高山憲之君から「少子化の進展と社会保障負担の在り方等」について意見を聴取し、質疑を行った。

次に、3月6日には、①少子化対策推進基本方針、②重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）、③平成12年度少子化対策関連予算、について、内閣官房、文部省、厚生省、労働省、建設省から説明を聴取し、4月3日に質疑を行った。

さらに、4月19日には、中央大学法学部教授広岡守穂君と株式会社ポピンズコーポレーション代表取締役中村紀子君から「育児支援、育児の経済的負担軽減の在り方等」について、4月24日には、日本経営者団体連盟常務理事成瀬健生君と日本労働組合総連合会男女平等局長猿渡由紀子君から、「経済界並びに労働界の少子化問題に対する考え方等」について、意見を聴取し、質疑を行った。

5月12日には、各会派の意見表明及び委員相互間の意見交換を行った。

なお、平成12年2月16日～18日の3日間、山口県・広島県両県へ委員を派遣し、少子化の現状と対策等に関する実情調査を行い、3月1日に派遣委員から報告を聴取した。

以上の調査を踏まえ、5月26日の調査会において2年度目の中間報告書を取りまとめ、同日議長に提出した。

〔調査の概要〕

平成12年2月23日の岩男参考人からは、少子化への対応を考える有識者会議の提言の留意点、少子化への対応では若者の意識・価値観等に十分配慮すべきこと、男性と女性の意識ギャップが少子化の要因ともなっていること、等の意見が述べられた。これらの意見に関し、保育所の整備で不足している点、公共施設のバリアフリー化を進める上で子ども連れに配慮する点、児童手当の在り方等について質疑が行われた。

また、同日の椋野参考人からは、少子化対策のポイント、少子化の原因、性別役割分業に関する男女の意識の相違、子育ての経済的負担の軽減、子どもに恵まれない人への支援

策等についての意見が述べられ、これらの意見に関し、男性の働き方を変えるための方策、育児休業の期間延長の必要性、学校教育の中で子育て問題にどう対応するのか、等について質疑があった。

さらに、同日の鈴木参考人からは、未婚化等の進展は、昭和50年代以降若い男女の一人暮らしが容易になったことと関係があること、父親は働き方と意識を変え、育児等について役割を果たすべきこと、次世代に結婚や子育ての楽しさを示すべきであること等の意見が述べられた。これらの意見に関し、学校教育の中で子育て問題にどう対応するのか、パラサイトシングル対策、男性の家事・育児への参加のメリット等について質疑があった。

3月1日の塩野谷参考人からは、少子高齢化及び人口減少が社会保障制度の再構築を迫っていること、出生率の低下は男女平等の差し当たりの代償であること、男女共同参画と併せて老若共同参画のための諸制度が必要であること等の意見が述べられ、これらの意見に関し、外国人労働者の受け入れ問題、男女共同参画社会の成熟と出生率の関係、仕事と家庭の両立と社会保障の担い手の問題等について質疑があった。

また、同日の高山参考人からは、少子化は子どもの数だけでなく質の問題を提起していること、男性の働き方を変えるべきであること、出産育児一時金・児童手当等を増額する必要があること等の意見が述べられ、これらの意見に関し、社会保障財源としての保険料・租税・自己負担の望ましい組合せ、高校以上の教育補助金の奨学金化方策、将来の年金負担を確実に担える税制の在り方等について質疑があった。

3月6日は、「少子化対策推進基本方針」（少子化対策推進関係閣僚会議決定、11年12月）、「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」（大蔵・文部・厚生・労働・建設及び自治の6大臣合意、11年12月）及び文部、厚生、労働、建設各省の「平成12年度少子化対策関連予算」について内閣官房、文部、厚生、労働、建設の各省から説明を聴取した。

同説明に対し、4月3日に質疑を行った。その主な内容は、新エンゼルプランの実施に際して地域の実情を加味することの必要性、ゼロ歳児保育を拡大する必要性、文部省の保育教育への関わり方、都道府県ごとに出生率が大きく異なる原因、基本方針等に出生率の目標を掲げることの是非、固定的な性別役割分業の是正策、雇用慣行の変化が少子化に与える影響、子ども看護休暇制度、3歳児神話問題、独身男女の出会いの支援策、住居の住み替え策、学童保育の位置付け、保育所の待機児童の解消方策、児童虐待問題、保育費用の所得控除の必要性、少子化で人口が減少した場合の女性の活用策等であった。

4月19日の広岡参考人からは、これからは「子どもを預けて育てる」時代になっていること、子育て支援は同時に母親の自己実現をサポートしていくことが重要であること、両親だけでなく地域の人々や保育士等が子育てにかかわる必要があること等についての意見が述べられ、これらの意見に関し、子どもを預けて育てることの問題点、子育て支援の分野でのNPOの役割、家庭での育児と教育の在り方等について質疑があった。

また、同日の中村参考人からは、公立保育所は障害児保育・24時間保育等の民間で対応できない部分を担うべきこと、新たな子育て支援システム、保育バウチャー等についての意見が述べられ、これらの意見に関し、児童手当等の子育てに対する公的支援の在り方、高齢者の子育て参加の意義、ベビーシッターサービスの質の確保等について質疑があった。

4月24日の成瀬参考人からは、日経連の少子化対策の提言に則し、保育所を充実する、

幼稚園と保育所の施設の共用化や協力体制など幼保一元化を進める、奨学金制度の整備・充実、外国人労働者問題の検討等について意見が述べられた。これらの意見に関し、外国人労働力の導入の必要性、育児休業期間中の所得保障の充実、フレックスタイムの普及等について質疑があった。

また、同日の猿渡参考人からは、子育てを社会全体で支援する国民的合意の確立、残業削減等を通して年間1800労働時間の実現、多様な保育ニーズに応えるため保育施設を拡充する必要性等の連合の考え方を中心とした意見が述べられた。これらの意見に関し、子ども看護休暇制度、働き方や子育てに関する職場での意識改革、児童手当法改正等について質疑があった。

これらの調査を経て、5月26日の調査会において6項目の提言を含む中間報告書を取りまとめ、同日議長に提出した。

提言の概要は、以下のとおりである。

- ①「出産・育児にかかる経済的負担の軽減」については、乳幼児医療費の自己負担の軽減、出産育児一時金の支給方法の改善、不妊治療の支援策の在り方、児童手当制度の支給対象児童の範囲・支給期間等について所要の措置や検討を行う。
- ②「保育所等の整備」については、待機児童の解消、多様な保育サービスの普及・拡充、育児や教育に関する適切な情報の提供、放課後児童クラブの普及・充実を図る。
- ③「育児と仕事の両立」については、育児休業の取得環境や育児休業給付の改善、労働時間の短縮、多様な働き方の環境整備等について、必要な措置を講ずる。
- ④「子どもの看護休暇」については、子どもの看護のために短期間の休暇を取りやすくなるような制度の創設に向け検討する。
- ⑤「男女共同参画社会の形成」については、男女の固定的な性別役割分業意識を見直し、女性が社会参加しやすくする観点を踏まえ、性別にかかわらず、家庭、職場、地域において自己実現が可能となる社会を形成する、特に男性の働き方の見直しや家庭における責任を男性も担いやすくするような取組が重要である。
- ⑥「外国人労働者問題の検討」については、本格的な人口減少社会の到来を前に、多面的な検討を開始し、国民的なコンセンサスの形成に努める。

(2) 調査会経過

○平成12年2月10日（木）（第1回）

- 国民生活・経済に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 委員派遣を行うことを決定した。

○平成12年2月23日（水）（第2回）

- 「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成に関する件」のうち、少子化への対応等について参考人武蔵工業大学環境情報学部教授・慶應義塾大学名誉教授岩男壽美子君、日本社会事業大学社会福祉学部教授椋野美智子君及び作家鈴木光司君から意見を

聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成12年3月1日（水）（第3回）

- 「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成に関する件」のうち、少子化の進展と社会保障負担の在り方等について参考人国立社会保障・人口問題研究所長塩野谷祐一君及び一橋大学経済研究所教授高山憲之君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。
- 派遣委員から報告を聴いた。

○平成12年3月6日（月）（第4回）

- 「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成に関する件」について松谷内閣官房副長官、大野厚生政務次官、長勢労働政務次官、小此木文部政務次官及び加藤建設政務次官から説明を聴いた。

○平成12年4月3日（月）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成に関する件」について松谷内閣官房副長官、大野厚生政務次官、小此木文部政務次官、長勢労働政務次官、加藤建設政務次官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成12年4月19日（水）（第6回）

- 理事を選任した。
- 「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成に関する件」のうち、育児支援、育児の経済的負担軽減の在り方等について参考人中央大学法学部教授広岡守穂君及び株式会社ポピンズコーポレーション代表取締役中村紀子君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成12年4月24日（月）（第7回）

- 「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成に関する件」のうち、経済界並びに労働界の少子化問題に対する考え方等について参考人日本経営者団体連盟常務理事成瀬健生君及び日本労働組合総連合会男女平等局長猿渡由紀子君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

○平成12年5月12日（金）（第8回）

- 「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成に関する件」について意見の交換を行った。

○平成12年5月26日（金）（第9回）

- 国民生活・経済に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。

- 国民生活・経済に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。
- 国民生活・経済に関する調査の継続調査について決定した。

(3) 調査会報告要旨

国民生活・経済に関する調査報告（中間報告）

【要 旨】

平成10年8月に発足した本調査会は、2年度目に当たる本年においては、調査項目として決定した「少子化への対応と生涯能力発揮社会の形成」のうち、我が国の根幹にかかわり、早急に対応策を立てなければならない少子化問題を中心に調査を行うこととし、参考人からの意見聴取・質疑、政府からの説明聴取・質疑、各会派意見表明・委員間の意見交換及び委員派遣による実情調査を行ってきた。調査の過程では男女共同参画社会の形成、育児と仕事の両立のための労働環境の整備、保育環境の整備等広範な課題について多くの意見が出された。このような調査を踏まえ、提言を含む調査報告書を取りまとめ、議長に提出することとした。

提言では、少子化問題への取組に当たって、結婚や出産は当事者の自由な選択に委ねられるべきこと、子育て支援においては子どもの利益が最大限に尊重されるべきことを前提として、家庭や子育てに夢を抱き、理想とする数の子どもを持ち、次代を担う子どもを安心して育てることができる環境を整備する必要があるとの基本的な考え方を明らかにした上で、特に重要であり早急な取組が求められる6項目に関して、政府並びに関係各方面に対し、実現に努めるよう要請している。提言の主な内容は以下のとおりである。

1 出産・育児にかかる経済的負担の軽減

乳幼児医療について、国による負担あるいは医療保険の自己負担割合の軽減等の措置を検討すべきである。

出産育児一時金については、早期支給に向け、支給方法を改善するとともに、出産及び育児費用に見合った額とすべきである。

不妊治療は、治療技術の高度化に伴い治療費の増大が大きな負担となっており、生殖医療技術の質の担保を図る、治療を一定回数医療保険の対象とするなど支援策の在り方について、安全面・倫理面での問題等に配慮しつつ検討すべきである。

児童手当制度については、扶養控除等他の負担軽減策や社会保障政策等との関連も視野に入れ、制度の政策的役割を明確に位置付けるとともに、支給対象児童の範囲、支給期間、所得要件、支給額、財源等について抜本的な検討を行い、制度の充実を図るべきである。

2 保育所等の整備

新エンゼルプランに掲げられた目標の達成に向け、待機児童の解消への取組を拡充するとともに、延長保育、休日保育等の多様な保育サービスの普及、また、一時保育等専業主婦を含めた新しい需要に対応した保育サービスの拡充を図るべきである。

親が抱く保育に関する様々な不安や懸念を解消するため、子どもの健全な成長と育児環境との関係について調査研究を行い、育児や教育に関する情報を適切に提供すべきで

ある。

放課後児童クラブの普及を図り、対象児童の年齢を引き上げるとともに、事業内容や施設の充実を図るべきである。

3 育児と仕事の両立

労働者が育児休業をとりやすく、また、育児休業後、円滑に職場復帰して、その経験、能力を活かして働き続けることができるような復帰後の職務や処遇の在り方等について必要な措置を講ずべきである。

労働時間の短縮のため、労使をあげた取組を促進すべきである。また、社会や企業の制度の変革と併せて、職場中心の働き方についての意識改革に向けた啓発活動を拡充すべきである。

4 子どもの看護休暇

養育者が子どもの看護のために短期間の休暇を取りやすくなるような制度の創設に向けた検討をすべきである。

5 男女共同参画社会の形成

男女の固定的な性別役割分業意識を見直し、女性が社会参加しやすくする観点を踏まえ、性別にかかわらず、家庭、職場、地域において自己実現が可能となる社会を形成すべきである。特に男性の働き方の見直しや家庭における責任を男性も担いやすくなるような取組が重要である。

6 外国人労働者問題の検討

外国人労働者問題については、なし崩し的に導入が進むことは、社会的コストを大きなものとしかねないため、本格的な人口減少社会の到来を前に、多面的な検討を開始すべきであり、検討に際しては国民的なコンセンサスの形成に努めるべきである。